

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

(令和2年3月5日 規則第2号)

改正 令和 5年 2月 1日規則第2号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

広域連合長	広域連合長が任命する職員
-------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。